

TOSHIN STUDY New 66

東神油槽船株式会社 平成27年9月30日 B.Y安全管理室

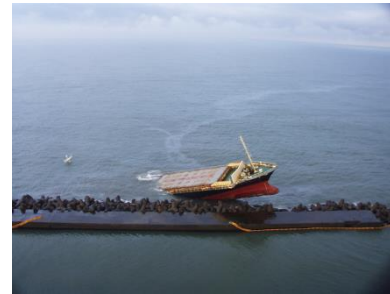
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-5-14 入江ビル7階

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812

【台風、津波等の来襲時における港側の体制について】

今年には台風が多発し、また先日はチリのほうで発生した大地震により津波注意報が発表される等、入出港や荷役スケジュールに影響が出る状況が何度か発生しました。今回は災害が予想される時の港側の体制について説明します。

平成22年に施行された港則法の一部改正の中で、異常な気象・海象の発生が予測される場合等には、在泊船舶に対して港長（≡海上保安部長又は海上保安署長）から避難勧告や避難命令が出せることが明文化されました。これは、過去に台風等の異常気象時に適切なタイミングで港外避難を行わなかったために、海難が発生したことが引き金になっています。



この改正に伴って、各港に関係者（港長、港湾管理者、運輸局、气象台、港湾建設局、税関、船舶代理店、港湾荷役関係者、バースマスター等）で構成された安全対策協議会を設置（それ以前に設置されていた同協議会も多数あります）し、異常気象や海象発生時の安全対策について協議し、対応基準を定めています。各港毎に基準や対策に若干の違いがありますが、概ね以下のとおりの体制と措置内容となっています。

1. 津波対応基準

(ア)第1警戒体制…津波注意報が発表されたとき

- ① 着岸船舶は、出港スタンバイ状態とすると同時に港外避難が困難な場合には、係留強化を行う
- ② 錨泊船舶は、港外へ避難する
- ③ 荷役、補油、海上工事、海上行事等は中止する
- ④ 岸壁や海上工事においては資機材等の流出防止策を実施する

(イ)第2警戒体制…津波警報、大津波警報が発表されたとき

- ① 着岸船舶は、時間的に余裕があるときには出港し、安全な海域まで避難する

- ② 前項の船舶以外は、可能な限り陸揚げや係留索強化等の措置をしたのち速やかに陸上の安全な場所に避難する
- ③ 港内錨泊船は、港外へ避難する
- ④ 陸上や海上工事においては、可能な限り資機材の流出防止策を実施した後、速やかに安全な場所に避難する

2. 台風及び異常に発達した低気圧への対応基準

(ア)第1警戒体制…台風の場合は暴風域の到達が予想される12時間前、低気圧の場合には暴風雨(雪)等に関する情報が発表され、かつ海上強風警報が発表された場合等

- ① 荷役作業の中止
- ② 港内在泊船舶は、出港準備または係留索強化等を行う
- ③ 岸壁や海上工事においては資機材等の流出防止策を実施する

(イ)第2警戒体制…台風の暴風域の到達が予想される6時間前、低気圧の場合には暴風(雪)等警報が発表された場合

- ① 着岸中の船舶は係留索の強化、機関のスタンバイを行う
- ② 港によっては、一定トン数以上の船舶については港外へ避難させる
- ③ 岸壁や海上工事においては資機材等の流出防止策を更に実施する

これらの基準に基づき、各港毎に地域の実情に合わせた具体的対策が行われています。

これらの基準はあくまでも自主規制ですが、この基準に従って避難しなかった場合(内航船ではまずありませんが、外航船では港則法改正以前はときどきありました)には、前述のとおり港長から必要な限度において「停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる」ことが平成22年に改正された港則法で定められています。

【編集後記】

今年は台風の発生回数が例年を大きく上回る数で発生し、しかも同時に複数発生するという状況が見られますが、先日のNHK特集で、今年はエルニーニョ現象だけではなく、MJO(Madden Julian oscillation: マッデン・ジュリアン振動)と呼ばれる赤道付近における大気の大規模な対流により、積乱雲群がインド洋で発生し太平洋上まで移動するという現象が加わることにより、台風の異常発生だけではなく、世界各地で気象の極端化に影響を及ぼしている、という内容の報道がありました。機会がありましたら紹介します。

(完)